

神奈川県実業団登録について

1 実業団団体登録について

団体登録は県実業団駅伝、県実業団選手権に出場するための資格です。県実業団連盟総会の議決権を有します。

(1)資格

以下の①から④までのいずれかの条件を満たす団体

- ①県内に所在する企業・官公庁(1事業所単位)
- ②県内に所在する同一企業(又は企業グループ)の複数事業所、又は同一自治体の複数部局で構成されたチーム(但し、理事会の承認が必要)
- ③県内の複数企業又は複数自治体で構成されたチーム(但し、理事会の承認が必要)
- ④県内に所在し、1年以上活動を継続しているクラブチーム(法人格の有無を問わない。但し、理事会の承認が必要)

※①～③とも登録者は最低2名以上、人数の上限はありません。

※③は「A市役所・B町役場連合」、「C地区中小企業連合」「D町商店街連合」などの例を想定しています。

※①～③の企業と④クラブの両方に所属している選手は、どちらか一方の所属でのみ出場できます。(企業とクラブの重複登録は出来ません)

(2)登録期間

毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる

(3)登録料

4月1日～翌年3月31日の間で年額10,000円

(4)団体登録の所属選手

〈定義〉

A:県実業団連盟への団体登録

B:県実業団連盟への個人登録

C:日本陸連への団体登録

D:日本陸連への個人登録

- ABの選手は実業団の公認競技会に出場する場合には日本陸連登録が必須です。(未登録者はトラックのオープン種目及びロードレースには出場可)
- Dの選手でもAに所属できます(登録陸協は県内・県外を問わない)
- Cの選手(他のクラブ等)でも、Aに所属できます(登録陸協は県内・県外を問わない)
- Aと同一の企業内で県外の支店等に勤務する者や出向中の選手もAに所属できます(但し、理事会の承認が必要)

※例1:東京陸協などにDの登録をしている選手→Aとして登録可

※例2:自治体職員で国等へ出向中の選手や民間企業で県外の支店・工場等へ異動となった選手→Aとして登録可(但し、理事会の承認が必要)

(5)登録手続き

公式WEBサイトから申込手続きを行ってください。

2 実業団個人登録について

個人登録は実業団選手権に出場するための資格です。議決権はありません。

(1)資格

県内に在勤又は在住の個人

(2)登録期間

毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる

登録申請は日本陸連が必須であることから日本陸連が規定する登録期限まで

(3)登録料

4月1日～翌年3月31日の間で年額1,000円

(4)日本陸連登録

- 実業団選手権に出場する場合は日本陸連登録が必須(トラックのオープン種目及びロードレースは実業団登録自体も不要)
- 1-(4)の例におけるDの選手、Cでクラブ所属の選手のいずれもBの登録が可能です。

(5)選手権出場時の所属名称

- **勤務先名の使用を原則とします。**
 - ※ 県内在住で勤務先が県外の場合でも勤務先名称を使用できます。
例：東京や静岡など県外の企業に勤める、県内在住の個人
 - ※ 1-(4)の例におけるDの選手、Cでクラブ所属の選手のいずれも勤務先名称を使用してください。
- 例外として、勤務先名の使用ができない場合(個人事業主等)は、1-(4)の例におけるDの選手は所属陸協名で出場、Cの選手はクラブ名等での出場を可とします。

(6)登録手続き

例年7月の神奈川県実業団選手権の申込フォームにて、個人登録を併せて申込してください。その後、実業団選手権の参加料と併せて登録料を振込んでください。

3 学生の登録について

15才以上で企業に勤務しつつ夜間学校等に通う学生は1-(4)の例におけるAの所属選手として認めます(企業のみ)。Bとしての登録も同様に認めます。ただし、高体連及び日本学連に登録していないことが条件となります。

なお、クラブチームへの学生(学校教育法第1条に定める学校に在学するもの)の登録はいかなる場合でもできません。